

別表A 住居専用

補 償 項 目		取 扱 要 領	備 考
動産移転料		第6	1回分
借家人補償	一時金にかかる補償	第10第2項	
	家賃差補償	第10第3項	
移 転 雜 費	移転先選定費	第12第1項	委託報酬額における権利金相当額は、当地区において授受が行われることが通常であると確認できないので、適用しない。
	その他官公署に対する法令上の手続きに要する費用	第12第2項（3）号	
	法令上の手続きに必要な日当及び交通費	第12第2項（4）号	
	契約に要する費用	第12第3項（2）号	工作物等を補償する者に限る。
	転居通知費	第12第3項（3）号	近畿地区用対連損失補償標準書補償標準単価表（通常損失補償編）第3章第3の借家人の欄を適用。
	就業できることにより通常生じる損失の補償	第12第3項（4）号	継続困難を適用。

別表B 住居・商業併用

補 償 項 目		取 扱 要 領	備 考
動産移転料		第6	1回分
借家人補償	一時金にかかる補償	第10第2項	
	家賃差補償	第10第3項	
移 転 雜 費	移転先選定費	第12第1項	委託報酬額における権利金相当額は、当地区において授受が行われることが通常であると確認できないので、適用しない。
	その他官公署に対する法令上の手続きに要する費用	第12第2項（3）号	
	法令上の手続きに必要な日当及び交通費	第12第2項（4）号	
	契約に要する費用	第12第3項（2）号	工作物等を補償する者に限る。
	転居通知費	第12第3項（3）号	近畿地区用対連損失補償標準書補償標準単価表（通常損失補償編）第3章第3の借家人の欄を適用。
営業補償		第13～第18	休業期間は工程表を作成し、日数を認定する。

別表C 商業専用

補 償 項 目		取 扱 要 領	備 考
動産移転料		第6	1回分
借家人補償	一時金にかかる補償	第10第2項	
	家賃差補償	第10第3項	
移転雑費	移転先選定費	第12第1項	委託報酬額における権利金相当額は、当地区において授受が行われることが通常であると確認できないので、適用しない。
	契約に要する費用	第12第3項 (2) 号	工作物等を補償する者に限る。
営業補償		第13～第18	休業期間は工程表を作成し、日数を認定する。

別表D 倉庫

補 償 項 目		取 扱 要 領	備 考
動産移転料		第6	1回分
借 家 人 補 償	一時金にかかる補償	第10第2項	
	家賃差補償	第10第3項	
移 転 雜 費	移転先選定費	第12第1項	委託報酬額における権利金相当額は、当地区において授受が行われることが通常であると確認できないので、適用しない。
	契約に要する費用	第12第3項 (2) 号	工作物等を補償する者に限る。